

(3) 発見時と対応、継続的指導・支援

I. いじめ発見

目撃・緊急SOSの場合
他の先生を引き連れ現場へ駆けつけ
行為の制止
被害者の保護

訴えを受けた場合まず傾聴
誠意をもって
ゆっくり丁寧に



II. 学校のいじめ対策組織に報告



生徒指導、学年・顧問など関係の先生 → **管理職**



III. 学校のいじめ対策組織で協議

組織対応のポイント：**速やかな情報共有**

1. 内容の共有

(児童・生徒から相談を受けた経緯・目撃した教職員から組織全体へ報告)

聞き取り調査の時に訴えた児童・生徒の名前は出せる？出さない？

2. 今後の被害者の安全確保方策

3. 聞き取りなどの役割分担

いじめの背景や被害者の心身の苦痛などの見立てにはSC, SSWの活用する



IV. 聞き取り調査



4. 聞き取り調査

(被害者のカウンセリング)

「指導」とは切り離して まず事実を正確に把握する

迅速で細やかな対応

担当外でも聞き取りに当たる

※日頃からの同僚性がものをいう

- 当該児童・生徒一人ずつ別々に
- それぞれ別室で、教職員数が許す限り並行して
- 二人一組（記録者と質問者）で
- 5W1Hと周囲の状況（「誰がいた？」など）
- 先入観を持たない
- 誘導・暗示にならない
- メモや記録は主観を挟まず、相手の言葉のまま



V. 再度学校のいじめ対策組織で協議

5. 聞き取り調査結果の共有

6. 組織でのいじめの認否と対応協議

「いじめ」であれば

7. 学校設置者へ「いじめ認知」の報告



VI. 対応方針が決まったら

8. 被害児童・生徒の保護者への調査結果の報告と対応方針の説明

対応方針を具体的に伝えることで 寄り添いましょう

9. 内容・状況によって関係機関と連携
罰則法規（暴行・傷害・恐喝・窃盗・盗撮…）に触れる場合、警察へ被害届を提出
被害児童・生徒や家族に付き添うなどの援助を考える
10. 加害児童・生徒の保護者へ調査結果の報告と指導方針の説明

**学校の指導方針に理解と協力を求めます。
相談するのではなく、時には毅然とした態度で。**

**加害児童・生徒を罰するものではありません。
今後の学校生活につなげるための指導を。**



VII. 当該児童・生徒への継続的な支援・指導と見守り

11. 被害児童・生徒への継続的な立ち直り支援
多くの先生や関係者（SC,SSWなど）がかかわります
12. 加害児童・生徒への継続的な指導・支援
※「謝罪指導」は「けじめをつける指導」で「いじめの解消」とは全く違います
13. いじめの解消の確認
被害児童・生徒及び保護者から直接確認します

いじめが解消している状態とは…

- **いじめに係る行為が止まっている状態が少なくとも3か月間 継続している**
- **被害児童・生徒が苦痛を感じていないこと**

14. 記録の整理と保管
再発防止・未然防止のために利用します

(4) 重大事態への対処

●法律上の重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条より）

① 生命心身財産重大事態

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【想定されるケース例】

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

② 不登校重大事態

いじめにより、**相当の期間** 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」…30日を目安とします。

（一定期間連続欠席、転・退学、転校など、30日未満でも重大事態になる可能性あり）



●**重大事態とするかどうかは学校又は学校の設置者が判断**

●**被害児童・生徒及びその保護者から申立てがあった場合、報告・調査等に当たる**

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）

にあるチェックリストを活用して、平時から備えをすること